

選挙公営の手引

日野町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、日野町議会議員選挙・日野町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担（選挙公営）を受ける場合の手続について記述したものです。

注1 この公費負担経費は、候補者が供託物を日野町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。
2 公費負担分の費用の請求は、5月8日(月)までに提出してください。

目次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 選挙公営手続図	4
6 諸手続	5
【1】 契約締結と契約届出	5
【2】 確認申請	5
【3】 使用証明書・作成証明書の交付	6
【4】 費用の請求	6
【5】 事前審査・各種届出書類の提出日時	7
◆選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	8
◆選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	10
◆選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	12
◆選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	14
◆選挙運動用ビラの作成の諸手続について	16
◆選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	18
《参考資料》	
選挙運動費用の公費負担制度Q & A	21
各種様式	35

1 公費負担(選挙公営)制度とは

この制度は、日野町議会議員選挙及び日野町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、日野町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、日野町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

◆町長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票の総数} \times 1 / 10$$

◆議会議員選挙における供託物没収点

$$(\text{有効投票の総数} \div \text{議員定数}) \times 1 / 10$$

※日野町の議員定数は10人

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象		選挙公営の限度額	
1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、36,300円 5日間合計 <u>181,500円</u>	1と2の契約は選択
2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約 (レンタル)	各日について、16,100円 5日間合計 <u>80,500円</u>	
	イ 燃料供給の契約	7,700円 ×選挙運動の日数 5日間合計 <u>38,500円</u>	
	ウ 運転手の雇用契約	各日について12,500円 5日間合計 <u>62,500円</u>	
	計	<u>181,500円</u>	

① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該業務を業として行う場合に限る。
② 選挙運動期間中で1(一般運送契約)を選択した日は2(その他の契約)の計算では選挙運動の日数から除く。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭・・①	【町長】5,000枚・・② 【議会議員】1,600枚・・②

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を39,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $39,000 \text{円} \div 5,000 \text{枚} = 7 \text{円} 80 \text{銭}$ になります。
この場合は、作成単価が上限を超えているため、
 $7 \text{円} 73 \text{銭} \times 5,000 \text{枚} = 38,650 \text{円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分350円は候補者の負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を35,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $35,000 \text{円} \div 5,000 \text{枚} = 7 \text{円}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですので、
 $7 \text{円} \times 5,000 \text{枚} = 35,000 \text{円}$ が公費負担の対象となります。

【例 3】 議会議員選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 14,000 円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $14,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 75 \text{ 銭}$ になります。
 この場合は、作成単価が上限を超えているため、
 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = \underline{12,368 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。

【例 4】 議会議員選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 10,000 円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $10,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 6 \text{ 円 } 25 \text{ 銭}$ になります。
 この場合は、作成単価は上限以下ですので、
 $6 \text{ 円 } 25 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = \underline{10,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。

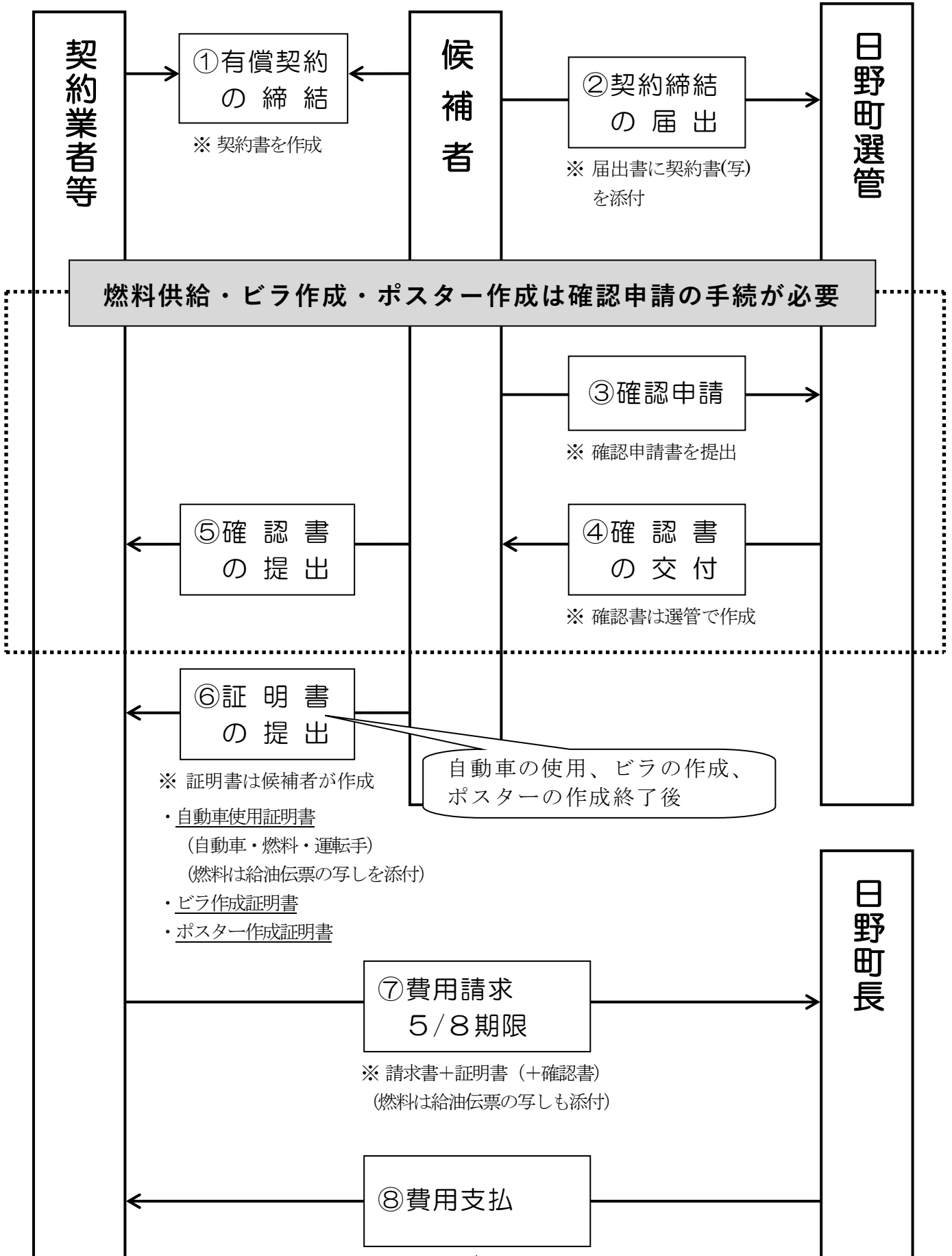
(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) \times (作成枚数と②の少ない方の枚数)	1 枚当たり 1, 2 0 0 円 ・ ・ ・ ①	ポスター掲示場数(63箇所) 63 枚 ・ ・ ・ ②

【例 1】 選挙運動用ポスター 80 枚の作成を 10 万円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $100,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 1,250 \text{ 円}$ になります。この
 場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
 $1,200 \text{ 円} \times 63 \text{ 枚} = \underline{75,600 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。
 この額を超える分 24,400 円は候補者の負担になります。

【例 2】 選挙運動用ポスター 80 枚の作成を 8 万円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $80,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 1,000 \text{ 円}$ になります。この
 場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 $1,000 \text{ 円} \times 63 \text{ 枚} = \underline{63,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。
 残りの 17 枚分 17,000 円は候補者の負担になります。

5 選挙公営手続図



6 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

- (1) 届出先 ⇒ 日野町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 ⇒ 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
⇒ 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 ⇒ 各業者等との契約書の写し

◆ 注意

※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ ②燃料代 ③運転手の雇用 のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※ 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数(掲示場数)の確認

(2) 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 日野町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用証明書・作成証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、日野町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類	記 載 例
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①自動車使用証明書【様式第10号その1】 ②自動車の使用請求書【様式第13号その1】 ③請求内訳書【様式第13号その1(別紙1)】	① P 1 4 ② P 2 1 ③ P 2 2
	上 記 以 外 の 契 約 に よ る 場 合	①自動車使用証明書【様式第10号その1】 ②自動車の使用請求書【様式第13号その1】 ③請求内訳書【様式第13号その1(別紙2)】	① P 1 4 ② P 2 1 ③ P 2 3
	燃 料 代	①自動車燃料代確認書【様式第7号】 ②自動車使用証明書【様式第10号その2】 +給油伝票の写し添付(給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの) ③自動車の使用請求書【様式第13号その1】 ④請求内訳書【様式第13号その1(別紙2)】	① P 1 0 ② P 1 5 ③ P 2 1 ④ P 2 3
	運 転 手 の 報 酬	①自動車使用証明書【様式第10号その3】 ②自動車の使用請求書【様式第13号その1】 ③請求内訳書【様式第13号その1(別紙2)】	① P 1 7 ② P 2 1 ③ P 2 3
選挙運動用ビラの作成		①ビラ作成枚数確認書【様式第8号】 ②ビラ作成証明書【様式第11号】 ③ビラの作成請求書【様式第13号その2】 ④請求内訳書【様式第13号その2(別紙)】	① P 1 1 ② P 1 8 ③ P 2 5 ④ P 2 6
選挙運動用ポスターの作成		①ポスター作成枚数確認書【様式第9号】 ②ポスター作成証明書【様式第12号】 ③ポスターの作成請求書【様式第13号その3】 ④請求内訳書【様式第13号その3(別紙)】	① P 1 2 ② P 1 9 ③ P 2 7 ④ P 2 8

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

日野町根雨101番地

日野町選挙管理委員会

TEL 0859-72-0331

FAX 0859-72-1484

(4) 請求期限

請求書は必要な添付書類を揃えて、5月8日(月)までに提出してください。

【5】事前審査・各種届出書類の提出日時

(1) 公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日時

立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、告示日(4月18日(火))の午前10時から午前11時までの間に手続きしてください。

会場は、日野町役場2階大会議室です。

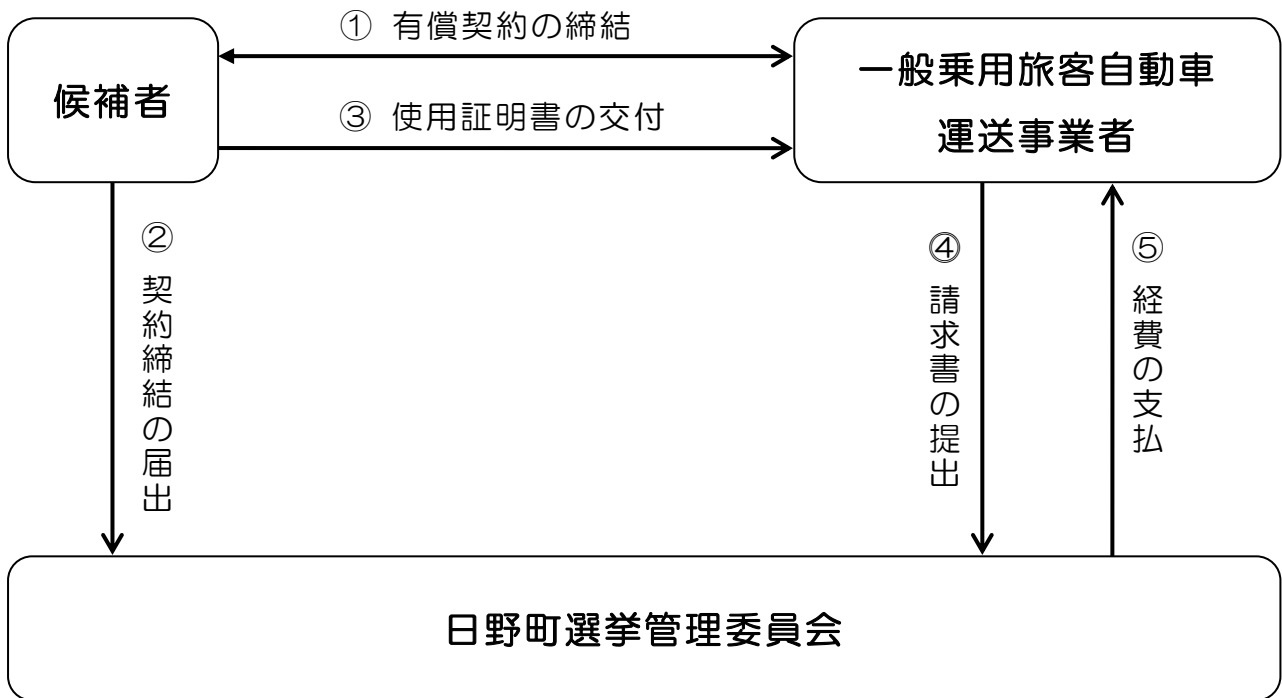
選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P 3 0	
	自動車使用契約届出書 【様式第1号】	P 2	
請求のとき	自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	P 1 4	
	自動車の使用請求書(自動車) 【様式第13号その1】	P 2 1	
	請求内訳書(自動車) 【様式第13号その1(別紙1)】	P 2 2	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [記載例 P30]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車使用契約届出書 【様式第 1 号】 [記載例 P2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	自動車使用証明書 (自動車) 【様式第 10 号その 1】 [記載例 P14]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	自動車の使用請求書 (自動車) 【様式第 13 号その 1】 [記載例 P21] 請求内訳書 【様式第 13 号その 1 (別紙 1)】 [記載例 P22]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。
 2 町長に対する上記の請求については、日野町選挙管理委員会で受け付けます。

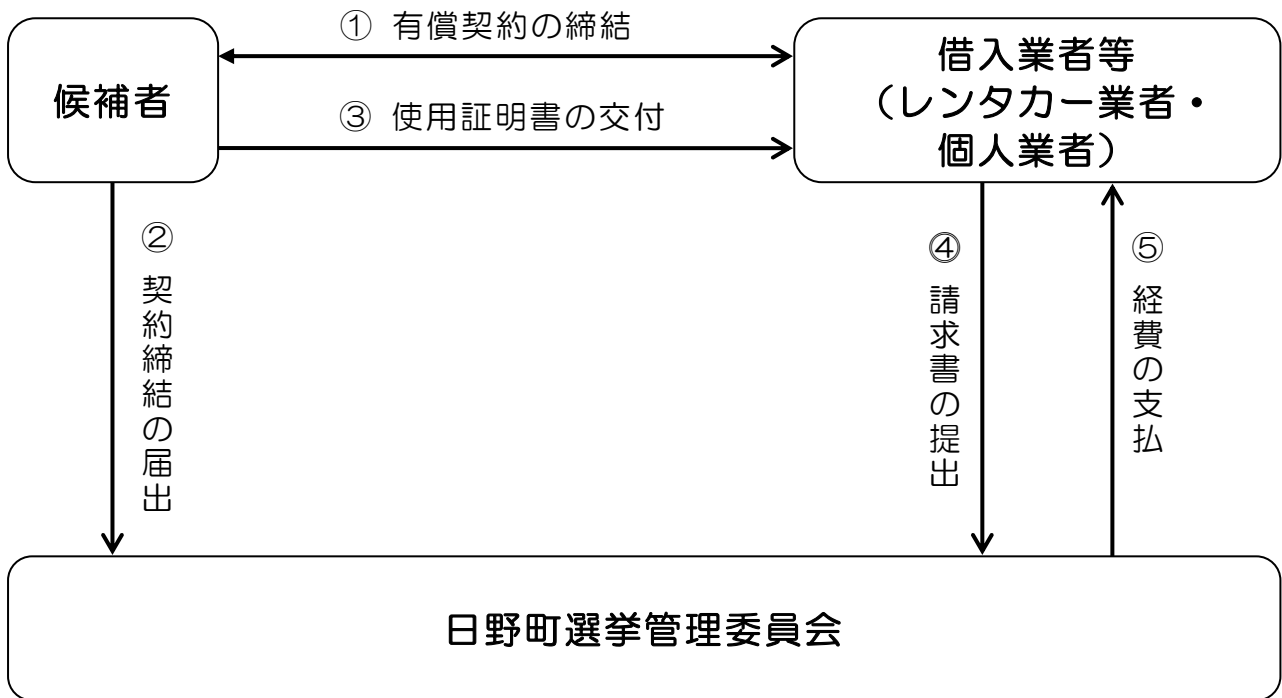
選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P 3 1	
	自動車使用契約届出書 【様式第1号】	P 2	
請求のとき	自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	P 1 4	
	自動車の使用請求書(自動車) 【様式第13号その1】	P 2 1	
	請求内訳書(自動車) 【様式第13号その1(別紙2)】	P 2 3	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車車両賃貸借契約書 (契約に関する書面) [記載例 P31]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車使用契約届出書 【様式第 1 号】 [記載例 P2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	自動車使用証明書 (自動車) 【様式第 10 号その 1】 [記載例 P14]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	自動車の使用請求書 (自動車) 【様式第 13 号その 1】 [記載例 P21] 請求内訳書 【様式第 13 号その 1 (別紙 2)】 [記載例 P23]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。
 2 町長に対する上記の請求については、日野町選挙管理委員会で受け付けます。

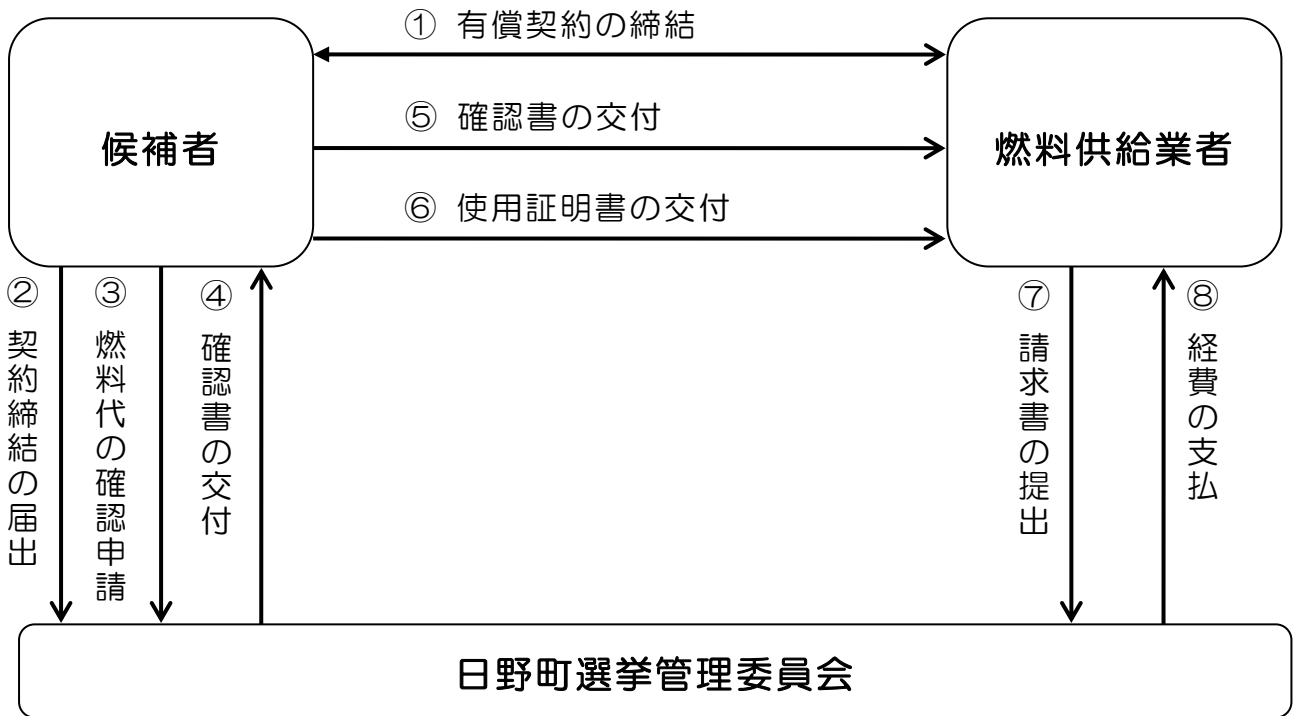
選挙運動用自動車の使用(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P 3 2	
	自動車使用契約届出書 【様式第1号】	P 2	
	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	P 6	
請求のとき	自動車燃料代確認書 【様式第7号】	P 1 0	
	自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号その2】	P 1 4	
	給油伝票の写し(給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの)	P 1 6	
	自動車の使用請求書(燃料代) 【様式第13号その1】	P 2 1	
	請求内訳書 【様式第13号その1(別紙2)】	P 2 3	

**選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約**



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面) [記載例 P32]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車使用契約届出書 【様式第1号】 [記載例 P2]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】 [記載例 P6]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第7号】 [記載例 P10]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	自動車使用証明書 (燃料) 【様式第10号その2】 [記載例 P14]	給油伝票の写し [記載例 P16]
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	自動車の使用請求書 (燃料代) 【様式第13号その1】 [記載例 P21] 請求内訳書 【様式第13号その1(別紙2)】 [記載例 P23]	④の確認書 ⑥の作成証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、日野町選挙管理委員会で受け付けます。

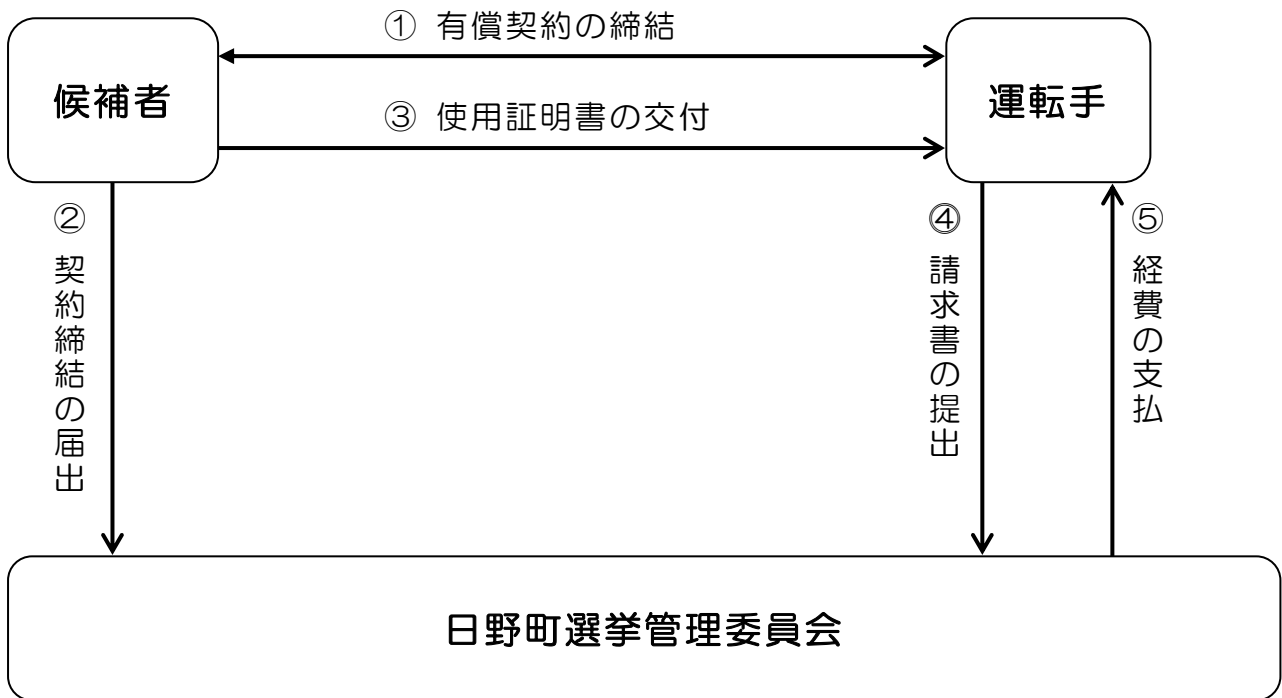
選挙運動用自動車の使用(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P 3 3	
	自動車使用契約届出書 【様式第1号】	P 2	
請求のとき	自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	P 1 7	
	自動車の使用請求書(運転手) 【様式第13号その1】	P 2 1	
	請求内訳書(運転手) 【様式第13号その1(別紙2)】	P 2 3	

**選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約**



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面) [記載例 P33]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車使用契約届出書 【様式第 1 号】 [記載例 P2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	自動車使用証明書 (運転手) 【様式第 10 号その 3】 [記載例 P17]	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	自動車の使用請求書 (運転手) 【様式第 13 号その 1】 [記載例 P21] 請求内訳書 【様式第 13 号その 1(別紙 2)】 [記載例 P23]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

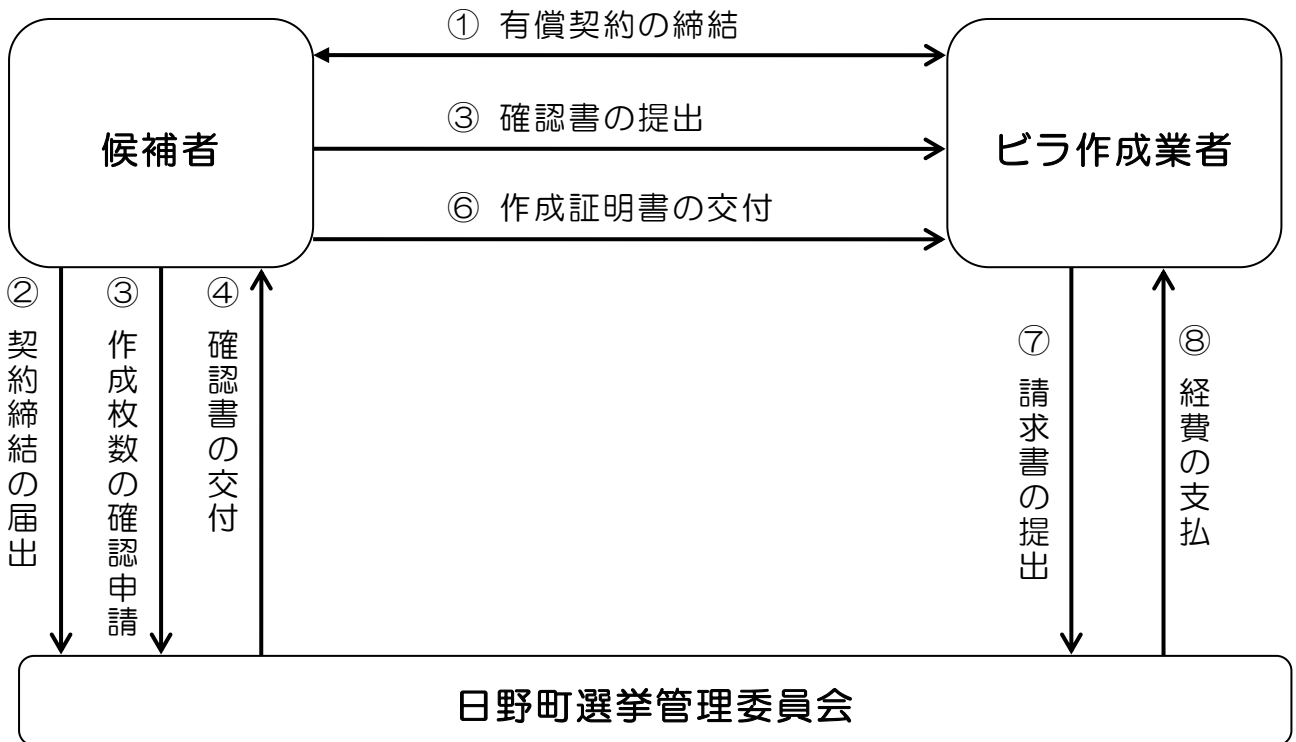
- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、日野町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P 3 4	
	ビラ作成の契約届出書 【様式第2号】	P 3	
	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	P 7	
請 求 の と き	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	P 1 1	
	ビラ作成証明書 【様式第11号】	P 1 8	
	ビラの作成請求書 【様式第13号その2】	P 2 5	
	請求内訳書 【様式第13号その2（別紙）】	P 2 6	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [記載例 P34]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ビラ作成の契約届出書 【様式第 2 号】 [記載例 P3]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】 [記載例 P7]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】 [記載例 P11]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第 11 号】 [記載例 P18]	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	ビラの作成請求書 【様式第 13 号その 2】 [記載例 P25] 請求内訳書 【様式第 13 号その 2(別紙)】 [記載例 P26]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

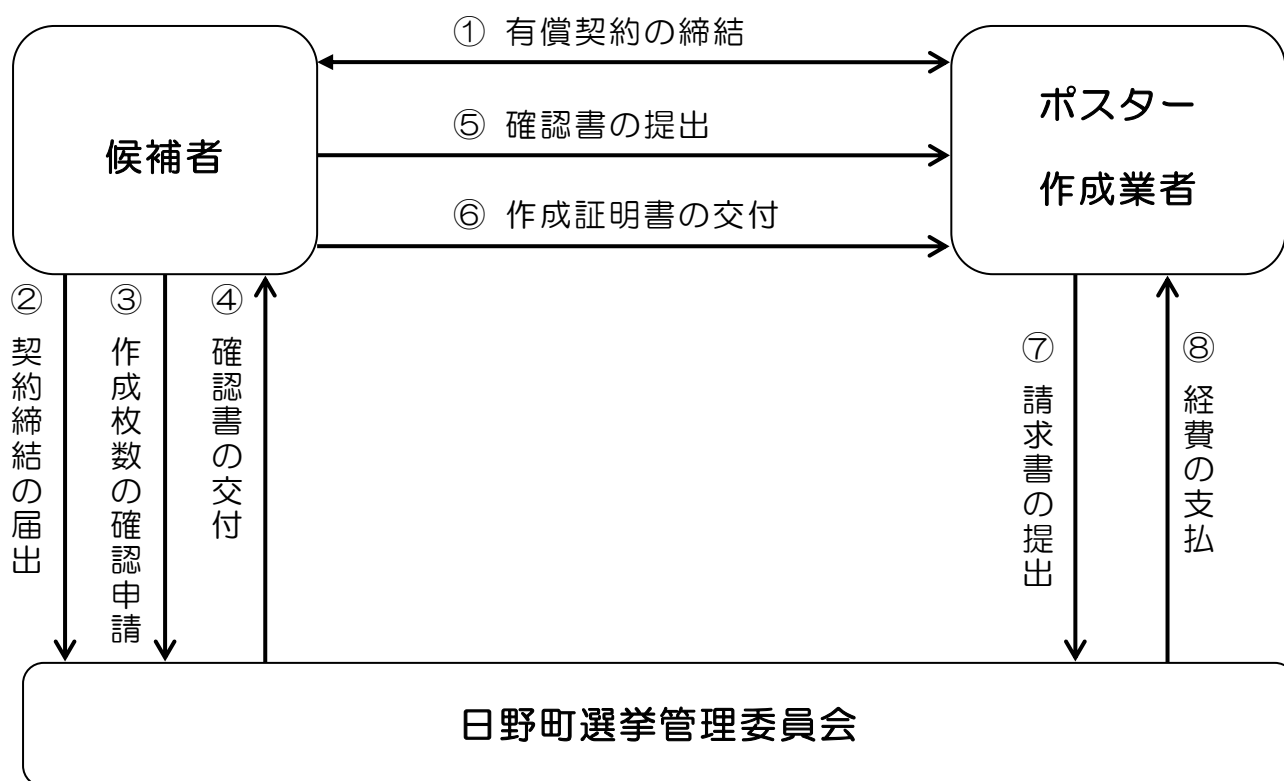
- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
 2 町長に対する上記の請求については、日野町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P 3 5	
	ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	P 4	
	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	P 8	
請求のとき	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	P 1 2	
	ポスター作成証明書 【様式第12号】	P 1 9	
	ポスターの作成請求書 【様式第13号その3】	P 2 7	
	請求内訳書 【様式第13号その3（別紙）】	P 2 8	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [記載例 P35]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ポスター作成契約届出書 【様式第3号】 [記載例 P4]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】 [記載例 P8]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】 [記載例 P12]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第12号】 [記載例 P19]	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	ポスターの作成請求書 【様式第13号その3】 [記載例 P27] 請求内訳書 【様式第13号その3(別紙)】 [記載例 P28]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、日野町選挙管理委員会で受け付けます。

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

日野町選挙管理委員会

この Q&A は、町議会議員及び町長選挙の選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異なる点がありますのでご注意ください。

公費負担に関する Q&A

○目次

< 1 共通 >

- 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか。・・・24
- 2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。・・・24
- 3 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。・・・24
- 4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。・・・25
- 5 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。・・・25
- 6 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。・・・25
- 7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。・・・25
- 8 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。・・・25

< 2 自動車の借入れ >

- 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。・・・26
- 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象になりますか。・・・26
- 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。・・・26
- 4 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けた自動車を借りようと思っておりますが、オプション等の付帯料金は公費負担の対象となりますか。・・・26
- 5 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。・・・27
- 6 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。・・・27
- 7 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。・・・27
- 8 選挙運動用自動車の借入れに当たり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。・・・28
- 9 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。・・・29
- 10 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。・・・29

- 1 1 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか。・・・29
- 1 2 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。・・・30
- 1 3 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。・・・30

＜ 3 燃料の供給＞

- 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。・・・31
- 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。・・・31
- 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合2社とも公費負担請求することはできますか。・・・31
- 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。・・・31
- 5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか。・・・31

＜ 4 運転手の雇用＞

- 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。・・・32
- 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。・・・32
- 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。・・・32
- 4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか。・・・32
- 5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。・・・32
- 6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。・・・33
- 7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。・・・33

＜ 5 選挙運動用ビラの作成＞

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。・・・34
- 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。・・・34
- 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。・・・34
- 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。・・・35

＜ 6 選挙運動用ポスターの作成＞

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。・・・36
- 2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか。・・・36
- 3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。・・・36
- 4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。・・・36
- 5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。・・・37
- 6 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。・・・37

公費負担に関する Q&A

【1 共通】

Q 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？

A 次の①～③の費用が公費負担の対象となります。

ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※(A)と(B)の併用はできません。

②選挙運動用ビラの作成

③選挙運動用ポスターの作成

Q 2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば差し支えありません。

Q 3 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。
実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q5 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。
使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q6 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか？

A 届出書類に誤り等がある場合は、直ちにその旨を町選挙管理委員会に届け出てください。

Q7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

A 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。
なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられているため、必ず保管してください。

Q8 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

【2 自動車の借入れ】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者一人につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q4 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けた自動車を借りようと思っていますが、オプション等の付帯料金は公費負担の対象となりますか。

【例】付帯料金

・免責補償料（任意加入）	1, 200円/日
・特別装備料（予備バッテリー）	1, 500円/日
・装備品使用料（ルーフキャリア）	1, 300円/日
・保険補償以外のサービスに係る保険料	500円/日

A 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

Q5 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q6 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q7 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q8 選挙運動用自動車の借入に当たり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。

【例】基本料金（初日24時間まで） 12,000円
 （2日目以降1日につき） 8,000円

契約期間4/16～4/24（9日間）の場合（契約金額76,000円）

月日	4/16	4/17	4/18 告示日	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23 選挙 期日	4/24
選挙 運動 期間			←←← 選挙運動期間（5日間） →→→						
借入 期間 契約 等			← 公費負担請求可能期間（5日間） →						
	←----- 実際の借入期間（9日間） -----→								
基本 料金	12,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

A 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の4月18日から4月22日までの5日分の基本料金の合計金額40,000円（8,000円×5日）が公費負担の対象となります。

※公費負担の1日当たりの上限額は、16,100円

Q9 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q10 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ
イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）
したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q11 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。
しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q12 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q13 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号八に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日 ②給油量 ③登録番号（ナンバー） ④給油金額が記載されていることが必要です。

Q5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象になりません。

【4 運転手の雇用】

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

【例】選挙運動期間 4月18日～4月22日（5日間）

- ・ A氏 4月18日～4月20日までの3日間で運転契約
- ・ B氏 4月21日～4月22日までの2日間で運転契約

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。（同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。）

Q4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

Q7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第142条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A
- ・枚数…町長選挙 5,000枚以内
町議会議員選挙 1,600枚以内
 - ・種類…2種類以内
 - ・規格…長さ29.7cm × 幅21cm (A4版以内) 両面印刷が可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

- A 次の方法により頒布することができます。
- ・新聞折込みによる頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)が使用するものに限る。)

Q2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか？

- A
- ・ 掲示場所…町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場(63か所)の1か所につき1枚掲示できます。
 - ・ 規格…長さ42cm × 幅30cm 以内
 - ・ 記載内容…特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければなりません。

Q3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q6 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。
「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。
公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

- ① 条例の限度枚数 63枚 ② 条例の限度単価 1,200円
③ 実際の作成枚数 70枚 ④ 実際の作成単価 1,000円

■ 計算方法

- ・(公費負担の対象枚数) ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
①または③の少ない方 ⇒ 63枚 (A)

【正しい計算方法】

- ・(公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較
②または④の少ない方 ⇒ 1,000円 (B)
・(公費負担額) ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(A) (B)

$$63枚 \times 1,000円 = 63,000円 \underline{\underline{\text{(正しい請求金額)}}}$$

【誤った計算方法】

「限度枚数(63枚)×限度単価(1,200円)」で算出される額『75,600円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数③と実際の作成単価④を掛け合わせて算出した。

$$\overset{\text{③}}{70枚} \times \overset{\text{④}}{1,000円} = 70,000円 \underline{\underline{\text{(誤った請求金額)}}}$$

各種樣式

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

下記のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 2 条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額 円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額 円	
自動車の借入れ					
燃料代					
運転手の雇用					

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。
- 4 1 の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び 2 の「契約内容」欄の「契約金額」（「運転手の雇用」を除く。）には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

下記のとおり、選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

下記のとおり、選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、自動車燃料代について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成して候補者から日野町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「購入金額」及び「左のうち確認済又は確認申請金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 5 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 6 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成して候補者から日野町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

掲示場用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 12 条の規定に基づき、掲示場用ポスターの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成して候補者から日野町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、掲示場用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第7号（第3条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長

㊟

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、日野町に公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託金が没収された場合には、燃料供給業者は、日野町に支払いを請求することはできません。
- 4 「確認金額」には、消費税等が含まれています。

様式第8号（第3条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長

⑨

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、日野町に公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託金が没収された場合には、ビラ作成業者は、日野町に支払いを請求することはできません。

様式第9号（第3条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき、次の掲示場用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

日野町選挙管理委員会委員長

⑨

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、掲示場用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、日野町に公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託金が没収された場合には、ポスター作成業者は、日野町に支払いを請求することはできません。

様式第10号（第5条関係）

その1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

下記のとおり、選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

運送契約区分 (該当する方の番号に○ を付けてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が日野町に公費の支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、日野町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 36,300円
(2) (1) 以外の場合 16,100円
- 「運送等金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送契約区分」欄の2)とのいずれもが契約された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られていますので、その指定をした一つの契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合に候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、日野町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

下記のとおり、燃料を使用したことを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74条）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3項に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給者から供給の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日野町に支払を請求することはできません。
- 「燃料供給金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票になった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者 氏名 ⑩

下記のとおり、運転手を雇用したことを証明します。

記

運転手の住所 及び氏名		
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、日野町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、日野町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行
候補者 氏名

選挙
印

下記のとおり，選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他の選挙運動用ビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されているものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付の上、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、日野町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 5 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

町長選挙	5, 0 0 0 枚
町議会議員選挙	1, 6 0 0 枚
 - (2) 限度額

7 円 7 3 銭 × (1) の枚数 = 限度額

掲示場用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行
候補者 氏名

選挙

㊞

下記のとおり掲示用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスターの掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他の掲示場用ポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されているものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日野町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 5 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

（2）限度額

1, 200円 × （1）の枚数 = 限度額

様式第13号（第6条関係）

その1

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

日野町長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
代表者の氏名

印

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74条）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3項に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、日野町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代金確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税等を含めた金額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その1（別紙1）

請 求 内 訳 書

（一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台＝ 円	36,300円×1台＝ 36,300円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	36,300円×1台＝ 36,300円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	36,300円×1台＝ 36,300円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	36,300円×1台＝ 36,300円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	36,300円×1台＝ 36,300円	円	
計			円	

備考

- 1 （ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その1（別紙2）

請 求 内 訳 書

（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
計			円	

備考

- （ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
年 月 日		円	/	/	
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
計		円	円	円	

備考

- （ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- （イ）欄の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の「計」欄又は（イ）の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その2

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

日野町長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
代表者の氏名

印

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数証明書、選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び納品書その他の選挙運動用ビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、日野町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には、各1枚）を添付してください。
- 4 「請求金額」には、消費税等を含めた金額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その2（別紙）

請 求 内 訳 書
（選挙運動用ビラの作成）

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (ア)	枚数 (イ)	金額 (ア)×(イ)= (ウ)	単価 (エ)	枚数 (オ)	金額 (エ)×(オ)= (カ)	単価 (キ)	枚数 (ク)	金額 (キ)×(ク)=(ケ)	
円	枚	円	円 7.73	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (オ) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (キ) 欄には、(ア) 欄と (エ) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (ク) 欄には、(イ) 欄と (オ) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その3

請 求 書
（掲示場用ポスターの作成）

年 月 日

日野町長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
代表者の氏名

印

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した掲示場用ポスター作成枚数照明書及び納品書その他の掲示場用ポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 「請求金額」には、消費税等を含めた金額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その3（別紙）

請 求 内 訳 書
（掲示場用ポスターの作成）

候補者氏名

選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (ア)	枚数 (イ)	金額 (ア)×(イ)= (ウ)	単価 (エ)	枚数 (オ)	金額 (エ)×(オ)= (カ)	単価 (キ)	枚数 (ク)	金額 (キ)×(ク)= (ケ)	
箇所	円	枚	円	円 1,200	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、掲示場ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (ウ)欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 3 (オ)欄には、確認書により確認された作成枚数を記入してください。
- 4 (キ)欄には、(ア)欄と(エ)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (ク)欄には、(イ)欄と(オ)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。